



**富山県告示第445号**

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月20日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

富山県富山市八尾町東松瀬字夫婦山2の1、2の2、11の1、11の2、12の1、15の1、15の2、16の1、16の2、20、22の1、22の2、24の1、24の2、26の1、字蛇腹2、3の1、13、61、62、67、71、字栃原8、9、11、12、14の1、15から19まで、20の1、20の2、21から26まで、26の2、30から34まで、35の1から35の3まで、字正木谷6、7、13、14、17から20まで、27、28、35、字卯通野1、3から6まで、10、13、17、19、21から24まで、26、字滝谷7、13、21、28から31まで、字口無谷4、5、9から11まで、14、15、31から33まで、八尾町布谷字悪谷28の1から28の3まで、28の5、28の6、31の1、31の4、31の5、31の8、31の13、31の24、31の26、31の27、31の29から31の33まで、31の38から31の41まで、31の44から31の51まで、31の53、31の54、31の56から31の59まで、31の63、31の69から31の71まで、31の73、31の87、31の89から31の91まで、31の94、31の95、31の97から31の99まで、八尾町赤石字山倉16の4から16の14まで、32の1から32の3まで

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第446号**

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月20日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桐谷字北惣連18の2、18の8、18の11、19の1、19の2、19の4、19の7、字橋子田1の2、1の5、1の7から1の11まで、1の13、1の14、1の16、1の18、1の23、1の25から1の27まで、1の29、1の32から1の36まで、2、3の1、3の6、3の8、3の9、3の12から3の20まで、4の2、4の6、4の8、4の12、5、7の1、7の4、8の1から8の3まで、11の1、12の1、12の2、12の7、12の8、12の10、12の12から12の16まで、12の21、27の21から27の23まで、27の29、30の1から30の10まで、31の1、31の2、31の4から31の6まで、32の6、32の8、32の9、33の1から33の8まで、34の3、34の5、34の6、35の2、字助島2の4、3の4、3の5、3の8、3の16、4の2、5の3、5の4、7の1、7の3から7の11まで、8の5、9の1から9の4まで、11の4、12の1、12の3、13の1、13の4、29の2、29の5、31の1、31の3から31の5まで、31の7から31の9まで、31の11から31の14まで、31の17、32の1、32の9、32の10、33の2、字大亦2の4、2の5、3の1、3の3から3の5まで、3の7から3の12まで、3の17、5の3から5の6まで、5の8、5の13、6の2、6の7、7の1から7の4まで、9の1、9の6、9の

7、9の10、9の11、9の14、9の17から9の19まで、12の15から12の17まで、12の19、12の20、12の24、12の33、12の35、13の5から13の8まで、字山葵6の34、6の38から6の51まで、6の54から6の58まで、6の74、6の75、6の95、字酒村11の1、11の5、11の6、12の1、12の3、12の5、12の8、12の14、13の1、13の5、13の8から13の10まで、13の12から13の18まで、13の20、13の22

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第447号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年12月20日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------



**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年12月20日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市本江字菖蒲1425番1及び1426番の各一部			富山市開ヶ丘43番地28	松岡 祥恵